

令和5年12月27日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則1—45（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則1—45（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の運用について（平成18年3月31日職参一114）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1・2 （略）	1・2 （略）
3 前項の人事関係手続の事務を担当する者が代わって行う人事関係手続においては、人事・給与関係業務情報システムに入力された文	3 前項の人事関係手続の事務を担当する者が代わって行う人事関係手続においては、人事・給与関係業務情報システムに入力された文

<p>書等の人事院規則 1—34（人事管理文書の<u>保存期間及び保存期間が満了したときの措置</u>）の規定による保存期間中は、同項の職員に係る人事関係手続の内容と当該入力された文書等の内容とが同一であることを確認することができるようにするものとする。</p> <p>4～8 （略）</p>	<p>書等の人事院規則 1—34（人事管理文書の<u>保存期間</u>）の規定による保存期間中は、同項の職員に係る人事関係手続の内容と当該入力された文書等の内容とが同一であることを確認することができるようにするものとする。</p> <p>4～8 （略）</p>
--	--

以 上